



Newsletter

KPMG in Thailand



Global Japanese Practice タイ ニュースレター 2019 年 7 月

外国人事業法の改正 - グループ会社向けサービスの一部が規制対象外に -

お客様各位

2019 年 6 月 25 日に、外国人事業法の改正に関する省令 (Ministerial Regulation No. 4) が官報に掲載され、同日付で施行されました。今回の改正により、外資企業が一部のグループ会社向けサービスを提供する場合において、外国人事業ライセンス (Foreign Business License (以下、「FBL」)) の取得が不要となります。

1. FBL の取得が不要となるグループ会社向けサービス

- 1) タイ国内の金銭貸付
- 2) オフィススペースの賃貸 (水道光熱費等も含む)
- 3) マネージメント、マーケティング、人事、IT に関するコンサルティングサービス

2. グループ会社の定義

以下のいずれかの関係を有する法人

- 一方の法人の過半数の株主が、他方の法人の株主の過半数である関係
- 一方の法人の 25%以上の株式を保有する株主が、他方の法人の 25%以上の株式を保有する関係
(25%以上の兄弟関係)
- 一方の法人が、他方の法人の 25%以上の株式を保有する関係
(25%以上の親子関係)
- 一方の法人の経営権を有する取締役の過半数が、他方の法人の経営権を有する取締役の過半数を占める関係

KPMG のコメント

タイで事業を営む外国人（外国人の出資比率が 50%以上の法人を含む）は、外国人事業法の規定により、原則としてあらゆるサービスの提供が禁止されており、グループ会社向けにサービスを提供する場合でも、BOI の投資奨励や FBL の取得等が必要となります。今回の改正により、上記の一部のサービスについて規制対象事業から除外されたため、これらのサービスに関しては、BOI の投資奨励や FBL の取得等が必要となります。

今回の改正では、タイ国内のグループ内ローンを自由に行えることになった点が、大きな改正点といえます。ただし、海外のグループ会社への貸付は、引き続き FBL 等の取得が必要となります。また、本省令において、対象となるグループ会社の定義を個別に定めており、基本的に 25%以上の直接の親子関係又は兄弟関係にある会社のみが対象となります。従って、間接的な資本関係が 25%以上であっても、孫会社に該当する会社等は対象になりませんのでご注意ください（商務省との面談にて確認済み）。

本件に関して質問等ございましたら、以下の税務担当者まで個別にご連絡ください。

KPMG 税務・法務担当者

柴田 智以、ディレクター
E: tshibata1@kpmg.co.th

伊藤 進、アソシエイトディレクター
E: sito1@kpmg.co.th

[KPMG 日系企業支援サービスウェブサイト](#)

[過去のニューズレター一覧](#)

KPMG 日系企業サービス代表お問い合わせ先
gjp-marketing@kpmg.co.th

[Privacy](#) | [Legal](#) | [Unsubscribe](#)

© 2019 KPMG Phoomchai Audit Ltd. a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

twitter.com/KPMG_TH

youtube.com/KPMGinThailand

facebook.com/KPMGinThailand



kpmg.com/app



Anticipate. Innovate. Deliver

kpmg.com/th

